

市第 150 号議案

横浜国際港都建設事業二ツ橋北部三ツ境下草柳線等沿道  
地区第 1 期地区土地区画整理事業施行条例及び横浜国際  
港都建設事業新綱島駅周辺地区土地区画整理事業施行条  
例の一部改正

横浜国際港都建設事業二ツ橋北部三ツ境下草柳線等沿道地区第 1  
期地区土地区画整理事業施行条例及び横浜国際港都建設事業新綱島  
駅周辺地区土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例を次の  
ように定める。

令和 2 年 2 月 13 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜国際港都建設事業二ツ橋北部三ツ境下草柳線等沿道  
地区第 1 期地区土地区画整理事業施行条例及び横浜国際  
港都建設事業新綱島駅周辺地区土地区画整理事業施行条  
例の一部を改正する条例

（横浜国際港都建設事業二ツ橋北部三ツ境下草柳線等沿道地区第  
1 期地区土地区画整理事業施行条例の一部改正）

第 1 条 横浜国際港都建設事業二ツ橋北部三ツ境下草柳線等沿道地  
区第 1 期地区土地区画整理事業施行条例（平成 27 年 6 月横浜市条  
令第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 24 条第 5 項中「に規定する換地処分のお知らせを行った」を「の  
規定による公告があった」に改め、同項ただし書中「年 6 パーセ  
ントを」を「同項の規定による公告があった日の翌日における法  
定利率を」に、「年 6 パーセントと」を「当該法定利率と」に改

める。

(横浜国際港都建設事業新綱島駅周辺地区土地区画整理事業施行  
条例の一部改正)

第 2 条 横浜国際港都建設事業新綱島駅周辺地区土地区画整理事業  
施行条例（平成28年12月横浜市条例第61号）の一部を次のように  
改正する。

第24条第 5 項中「に規定する換地処分の公告を行った」を「の  
規定による公告があった」に改め、同項ただし書中「年 6 パーセ  
ントを」を「同項の規定による公告があった日の翌日における法  
定利率を」に、「年 6 パーセントと」を「当該法定利率と」に改  
める。

#### 附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

#### 提 案 理 由

土地区画整理法施行令の一部改正に伴い、関係規定の整備を図る  
ため、横浜国際港都建設事業二ツ橋北部三ツ境下草柳線等沿道地区  
第 1 期地区土地区画整理事業施行条例及び横浜国際港都建設事業新  
綱島駅周辺地区土地区画整理事業施行条例の一部を改正する必要が  
あるので提案する。

## 参 考

## 横浜国際港都建設事業二ツ橋北部三ツ境下草柳線等沿道

## 地区第 1 期地区土地区画整理事業施行条例（抜粋）

（上段 改正案）  
（下段 現 行）

（清算金の分割徴収又は分割交付）

第 24 条 （第 1 項から第 4 項まで省略）

- 5 第 1 項の規定により清算金を分割徴収する場合において、当該清算金に付すべき利子の利率は、法第 103 条第 4 項 の規定による 公告があった \_\_\_\_\_ に規定する換 \_\_\_\_\_ 日までに横浜市が発行した 10 年償還の市場 地処分の公告を行った 公募地方債のうち、最後に発行されたものの券面に記載された利率とする。ただし、その券面に記載された利率が 同項の規定によ 年 6 パーセント る公告があった日の翌日における法定利率を 超えるときは、当該 を 法定利率と \_\_\_\_\_ パーセントと する。

## 横浜国際港都建設事業新綱島駅周辺地区土地区画整理事

## 業施行条例（抜粋）

（上段 改正案）  
（下段 現 行）

（清算金の分割徴収又は分割交付）

第 24 条 （第 1 項から第 4 項まで省略）

- 5 第 1 項の規定により清算金を分割徴収する場合において、当該清算金に付すべき利子の利率は、法第 103 条第 4 項 の規定による 公告があった \_\_\_\_\_ に規定する換 \_\_\_\_\_ 日までに横浜市が発行した 10 年償還の市場 地処分の公告を行った 公募地方債のうち、最後に発行されたものの券面に記載された利率とする。ただし、その券面に記載された利率が 同項の規定によ 年 6 パーセント る公告があった日の翌日における法定利率を 超えるときは、当該 を 年 6

市第 150 号

$\frac{\text{法定利率と}}{\text{パーセントと}}$ する。